

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 広島県広島市西区観音本町一丁目7番25号
防火対象物の名称 エヌケービル
命令を受けた者の氏名 日本工芸株式会社
代表取締役 大杉 泰啓

この防火対象物は、消防法に違反しているので、令和2年7月16日、消防法第17条の4第1項の規定に基づき次の事項を命じたものです。

命令事項

- ~~令和3年1月8日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。~~（令和3年1月14日確認）
- 令和3年1月8日までに、建物全体に連結送水管を設置すること。

令和2年7月16日

広島市消防局長 齊藤 浩